退職職員の再就職状況の届出及び公表に関する要綱

第１　趣旨

　　　この要綱は，地方公務員法（昭和25年法律第261号），職員の退職管理に関する条例（平成28年広島県条例第３号。以下「条例」という。）及び職員の退職管理に関する規則（平成28年人事委員会規則第３号)に定めるもののほか，広島県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関（以下「事務局等」という。）並びに県立学校の一般職の職員（臨時的に任用された職員，条件付採用期間中の職員及び非常勤職員を除く。）の再就職状況の届出及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　再就職に係る届出

　　　条例第３条に基づく任命権者への届出は，人事委員会が定める様式に，別紙様式を添付した上で，退職時に事務局等の職員であった者については管理部総務課に，県立学校の職員であった者については同部教職員課に提出するものとする。

第３　再就職状況の公表

　　　広島県教育委員会は，第２の規定により届出の提出を受けた者について，その再就職先の状況（その者の氏名，退職時役職名，退職年月日，再就職先名称，再就職先役職名及び再就職年月日）を公表するものとする。

　　附　　則

　１　この要綱は，令和２年７月６日から施行する。

　２　職員の再就職に関する取扱要綱（平成22年３月29日施行）は廃止する。

（別紙様式）

再就職に関する届出

令和　　年　　月　　日

　広 島 県 教 育 委 員 会 様

退職時所属

　　 　　　　　　　　　　職・氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　再就職に関して，人事委員会が定める様式に従い，届け出ます。

なお，「退職職員の再就職状況の届出及び公表に関する要綱」に基づき，　　　再就職状況を公表することについて同意します。

【参考】働きかけの禁止

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | 対象事務・対象行為 | 規制内容 | 期間 |
| 営利企業等への全ての再就職者 | 県と再就職先との間の契約等事務であって離職前５年間の職務に属するものに関する働きかけ | 禁止 | 離職後  ２年間 |
| 県と再就職先との間の契約等事務であって自らが決定したものに関する働きかけ | 定め  なし |
| 離職前５年より前に管理職手当の区分が４種以上の職であった再就職者 | 県と再就職先との間の契約等事務であって離職前５年より前の当該職としての職務に属するものに関する働きかけ | 離職後  ２年間 |